

個人情報を取り扱うすべての事業者に、 「個人情報保護法」が適用されるのをご存知ですか？

個人情報保護法とは…

民間事業者の個人情報の取扱いについて記載された法律です。

平成29年5月から、個人情報を取り扱う**すべての事業者に適用**されることとなりました。

個人情報保護法に沿った、個人情報の取扱いが出来ているか、以下のチェックリストで確認しましょう！

個人情報法保護法の 5 つの基本チェックリスト

個人情報の例：氏名・住所・生年月日、顔写真、顔認識データ、指紋認識データ、マイナンバー、旅券番号、免許証番号 等



① 取得時のルール

個人情報を取得する際、
何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか？



② 利用時のルール

取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？



③ 保管時のルール

取得した個人情報を安全に管理していますか？



④ 他人に渡す時のルール

取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？



⑤ 開示請求時のルール

「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われていて、断っていませんか？



個人情報保護法の5つの基本チェックリストの解説

① 取得時のルール：個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝える

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります。（例：購入商品の配送のため）
- 個人情報を取得する時は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。（例：配送伝票にお客さまが氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか）

② 利用時のルール：取得した個人情報は決めた目的以外のことに使わない

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。（例：商品を配送するためだけに取得したお客さまの住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。）
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えたうえで、本人に伝えましょう。
- また、すでに取得している個人情報を特定した目的以外のことを利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

以下、個人情報をデータベース化（特定の個人を検索できるようにまとめたもの）した場合のルール
（例：パソコンの管理ソフトでまとめる、50音順の名簿を作成する）

③ 保管時のルール：取得した個人情報は安全に管理する

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。（例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れる。紙媒体であれば施錠できる場所に保管する。）
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょう。

④ 他人に渡す時のルール：個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る

- 個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - ・法令に基づく場合（例：警察からの照会）
 - ・人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき（例：災害時）
 - ・業務を委託する場合（例：商品配送のために配送業者にお客さまの氏名・住所を渡す場合）

⑤ 開示請求時のルール：本人からの『個人情報の開示請求』には応じる

- 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

「中小規模事業者向け 個人情報保護法の5つの基本チェックリスト(平成28年10月)」(個人情報保護委員会作成)から抜粋

個人情報の管理を適正に行ったとしても、万一…ということもあります。
万一に備え、**サイバーセキュリティ保険**をおすすめします！



情報漏えいに伴う**賠償損害**(損害賠償金等)や、**費用損害**(事故原因調査、謝罪広告、見舞金等の費用)を補償する商品として、当社は「サイバーセキュリティ保険」をご用意しています。

「サイバーセキュリティ保険」では、情報漏えいだけでなく、近年増加するサイバー攻撃、事業のIT化に伴うリスクも対応しています！

●このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「サイバーセキュリティ保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

●「サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(171122) (2017年11月承認) GB17C010631 [ET45]